

昭和二十七年政令第二百一十一号

貸付信託法施行令

内閣は、貸付信託法（昭和二十七年法律第九十五号）第十四条第三項の規定に基き、この政令を制定する。

（貸付信託について準用する信託法の読替え）
第一条 貸付信託法（次条において「法」という。）第八条第五項の規定において貸付信託について信託法（平成十八年法律第八十号）第九十条第二項第二号、第九十九条及び第二百九十条第一項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替え読み替へら読み替へる字句の規定	読み替へら読み替へる字句
第九十条電磁的記録 第二項を	電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして内閣府令で定めるものをいう。以下同じ。）を
第九十条受益権（第九十条及第九十五条第二項の定	受益権
第一項	めのある受益権を除く

（特別留保金）

第二条 法第十四条第一項の規定により、貸付信託の収益の計算の時期ごとに、特別留保金として積み立てるべき金額は、当該収益について計算すべき信託報酬の額の千分の二十五に相当する金額以上であつて、かつ、当該信託報酬の額の千分の四十に相当する金額以下とする。ただし、特別留保金の金額が当該貸付信託の元本の総額の千分の五に相当する金額を超えることとなつてはならない。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（平成八年三月二十九日政令第七三号）

1 この政令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この政令の施行の日から二年を経過する日までの間は、貸付信託法第十四条第一項に規定する特別留保金の金額は、改正後の貸付信託法第十四条の規定により積み立てる特別留保金の限度及び積立の方法に関する政令の規定にかかわらず、当該特別留保金に係る貸付信託の元本の総額の千分の十七・五に相当する金額までを限度として、当該貸付信託の元本の総額の千分の五に相当する金額を超えることができる。

附 則（平成一九年七月一三日政令第二〇八号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、信託法の施行の日から施行する。